

財源の検討について

目次

1	財源となり得る地方自治体の歳入	・・・・・・・・・・・・・・・・	1P
2	地方自治体の自主財源の比較検討①	・・・・・・・・・・・・・・・・	2P
2	地方自治体の自主財源の比較検討②	・・・・・・・・・・・・・・・・	3P
3	「課税自主権」を活用した自主財源の比較検討	・・・・・・・・・・・・・・・・	4P
4	観光行動に着目した課税対象の比較検討	・・・・・・・・・・・・・・・・	5P
5	宿泊税の税収試算について	・・・・・・・・・・・・・・・・	6P

1 財源となり得る地方自治体の歳入

区分	自主財源			依存財源
一般財源	地方税	普通税	税の用途が特定されておらず、一般経費にあてるために課される税 (例)市民税、固定資産税	・地方交付税 ・地方譲与税 ・地方特例交付金 など
		目的税	税の用途があらかじめ定められており、特定の目的のために課される税 (例)入湯税、都市計画税	
特定財源	・分担金・負担金 ・使用料 ・手数料 ・寄付金 など			・国庫支出金 ・地方債 など

2 地方自治体の自主財源の比較 ①各財源の内容

種類	内容
地方税	住民生活に欠かせない様々な行政サービスにかかる費用を、住民で分かち合いながら負担するもの。普通税と目的税に分けられる。 法定外税:地方団体が条例で定めることにより新設できる税目。新設にあたっては、総務大臣の同意が必要。 (例)宮島訪問税、宿泊税 など
分担金・負担金	地方公共団体が行う特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収するもの。 (例)保育料 など
使用料	行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの。 (例)町営住宅使用料 など
手数料	特定の者の提供する役務に対し、その対価として徴収するもの。 (例)ごみ処理手数料 など
寄付金	無償で金銭その他の財産を供与するもの (例)事業用地の無償提供 など

2 地方自治体の自主財源の比較 ②各財源の特徴

種類	安定性・継続性	受益と負担	財源の規模
地方税	<u>安定的・継続的な確保が可能</u>	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能	対象者の範囲や税率の高低を適切に設定することにより、 <u>適切な財源規模を確保することが可能</u>
分担金・負担金	<u>安定的であるが、特定の事業に係るため継続的な確保が難しい</u>	受益者を事業や施設ごとに個別に特定し、 <u>それぞれの受益の範囲内で負担を求める必要がある</u>	受益者を事業ごとに個別に特定する必要があり、 <u>財源の規模は限定的</u>
使用料	<u>安定的・継続的な確保が可能</u>		施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、 <u>財源の規模は限定的</u>
手数料			
寄付金	<u>善意や協力に基づくため、安定的・継続的な確保が難しい</u>	<u>善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない</u>	寄付を行う者を多く募ることができれば、 <u>財源規模を確保することが可能</u>

3 「課税自主権」を活用した自主財源（法定外税・超過課税）の比較

種類		導入事例	安定性・継続性、受益と負担、規模等
地方税	法定外税	法定外普通税	・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 目的税に比べ、<u>受益と負担の関連性は薄い</u> ・ 収納した税は一般財源に充当されるため、<u>目的税に比べ、特定の財政需要を満たすことは難しい</u>
		(例) ○歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市) ※一時有料駐車場の利用者に課税	
	法定外目的税	法定外目的税	・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 普通税に比べ、<u>受益と負担の関連性が明確である</u> ・ <u>特定の財政需要の規模に応じて財源を確保するための制度設計が可能となる</u>
		(例) ○宿泊税 (導入予定、導入済団体は24団体)※1	
	超過課税	○入湯税の超過課税 (大分県別府市等12団体)※2	・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 既存の税のうち、入湯税(法定目的税)は、地方税法により 税収を観光振興に要する費用に充当できると定められているが、<u>課税対象が入湯者に限られているため、財源規模を確保することが難しい</u>

※1) R7.3末現在 ※2) R6現在

4 訪問行動に着目した課税対象の比較検討

観光行動		課税対象	課税対象の補足	課税対象の補足に係る行政(徴税)コスト
入 域	訪問者の一般的訪問行動の流れ	大津町への入域行為	入域手段は多岐に亘り、 <u>補足が難しい</u>	入域行為の把握が難しく、 <u>課税に莫大な行政コストがかかる</u>
宿 泊		ホテルや旅館等への宿泊行為	他の対象に比べると、 <u>比較的補足がしやすい</u>	関連する事業者数が少なく、 <u>行政コストが比較的にかからない</u>
交通機関利用		交通機関(鉄道、バス、市電、タクシー、船舶等)の利用	市民の日常利用と旅行者の利用との区別が困難であり、 <u>補足が難しい</u>	関連する事業者数が多く、 <u>課税に莫大な行政コストがかかる</u>
駐車場利用		有料駐車場の利用		
飲 食		飲食店等での飲食行為		
おみやげ購入		土産品店等での土産品購入		

5 宿泊税の税収試算について

■大津町の宿泊税税収の試算

- 令和5年度の大津町内の年間宿泊者数は約30万人であることから、
 - ・ 一人当たり100円を徴収する場合、 $100円 \times 約30万人 = 約3千万円$ の税収が見込まれる。
 - ・ 一人当たり200円を徴収する場合、 $200円 \times 約30万人 = 約6千万円$ の税収が見込まれる。
- 現在、ホテル建設が進んでおり、将来的にホテルの部屋数が倍となることが見込まれるため、宿泊者も倍となると仮定した場合、
 - ・ 一人当たり100円を徴収する場合、 $100円 \times 約30万人 \times 2 = 約6千万円$ の税収が見込まれる。
 - ・ 一人当たり200円を徴収する場合、 $200円 \times 約30万人 \times 2 = 約1億2千万円$ の税収が見込まれる。